

防犯灯の設置・移設までの流れ

自治会等から地域安全課へ
事前相談

地域安全課で現地確認

自治会から地域安全課へ
要望書提出

地域安全課で設置等の手配

防犯灯の設置

基本的には事前に御相談ください。
電話・メール・窓口で対応可です。
御相談の際は、
該当場所の地図や写真をお持ちいた
だくと、よりスムーズです！

メール・窓口で対応可能です。
提出物
①防犯灯新設要望書
②防犯灯チェックリスト

既存の防犯灯との間隔
現況確認（道路形状など）
設置場所（電柱）の状況
上記のポイントなどを確認します。

設置「可」となった場合
設置事業者への手配
自治会への連絡（管理番号など）
を行います。

※会長に立ち会いをお願いすることもあります

※要望箇所に設置が難しい場合には、代替場所の提案もしています



電柱に設置する場合に・・・

※防犯灯は基本的に、電柱への添架です。

※電話柱・東電柱に設置する場合には、電柱番号が必要になります。

電柱の一番下についている
プレートで、東電柱or電話柱の
区別ができます。
写真は、東電柱です。



※電柱が民地内に設置してある場合には、地権者の方の承諾書
(申請書の下段部分)へのサインが必要になります。

※NTT柱に設置する場合は、別途設置申請を行う必要があります
ので設置完了まで時間がかかります。